

バルバドスにおける米国査証（ビザ）申請に関する注意喚起

平成 30 年 8 月 15 日
在バルバドス日本国大使館

昨今、米国滞在資格の取得・更新のために当地バルバドスを訪れた米国在住の日本人の方々が、当初想定していた期間内で査証を取得できず、長期間のバルバドス滞在を余儀なくされるという事案が発生しています。

右事案につきましては、主に米国内の法律事務所（弁護士）等に、日本と査証免除協定を締結しているバルバドスでの申請を勧められ、数日間で取得可能であるなどと説明を受けて当地での申請を選択されるケースが多いようです。しかし、そもそも査証発給については各国査証官の権限によるものですので査証が必ず取得できるという保証はありません。また、審査期間についても案件毎に異なるため、場合によっては当地における短期滞在資格期間内（90 日間）に結論が出ないため、米国に戻ることもできず第三国への渡航や日本への帰国を余儀なくされる可能性もあります。

今後、バルバドスにおける米国滞在資格の取得・更新をお考えの方は、長期滞在となる可能性も含め、十分慎重にご検討願います。